

議案第 80 号

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第 12 条第 1 項の規定
により提出する。

令和 4 年 9 月 22 日

提出者 板橋区議会議員

石 川 すみえ
山 田 ひでき
山 内 え り
吉 田 豊 明
南 雲 由 子
荒 川 な お
いわい 桐 子
五十嵐 やす子
竹 内 愛
小 林 おとみ
井 上 温 子
かなざき 文子

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例の一部を改正
する条例

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例（昭和35年板橋区条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「板橋区長等」を「板橋区副区長及び教育委員会教育長」に改める。

第1条中「、区長」を削り、「区長等」を「副区長等」に改める。

第2条中「区長等」を「副区長等」に改める。

第3条の表を次のように改める。

副区長	勤続期間1年につき	100分の310
教育長	同	100分の240

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

（東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

2 東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例（平成3年板橋区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「板橋区長等」を「板橋区副区長及び教育委員会教育長」に、「区長等」を「副区長等」に、「副区長 同」を「副区長 勤続期間1年につき」に、「常勤の監査委員 同」を「常勤の監査委員 勤続期間1年につき」に改める。

（提案理由）

退職手当制度の適正化を図る必要があるため。